



福岡県医師会
平成 26 年 10 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

桂川町公費医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて

今般、平成 27 年 1 月 1 日診療分から入院に係る子ども医療制度の対象を、下記の通り拡大する旨、桂川町より別紙の通り通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、嘉穂郡桂川町役場保険環境課医療介護保険係(0948-65-1097)までご照会ください。

記

1. 改正日：平成 27 年 1 月 1 日

2. 改正内容

(1) 桂川町子ども医療制度の対象者を下記の通り拡大する。(入院のみ)

	現行	改正後
入 院	<u>小学 6 年生</u> (12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日) までを対象 自己負担 500 円／日(月 3,500 円限度) 各医療機関ごとに負担	<u>中学 3 年生</u> (15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日) までを対象 自己負担 500 円／日(月 3,500 円限度) 各医療機関ごとに負担

※ 1. 入院外については変更ありません。(9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までを対象)

※ 2. 小学生で「重度障害者医療」または「ひとり親家庭等医療」の助成が受けられる場合は、そちらを優先して使用となります。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

26桂保後第167号
平成26年10月1日

福岡県医師会会長 様

桂川町長 井 上 利



桂川町公費医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて（依頼）

中秋の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から乳障親医療制度につきましては、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、平成27年1月1日から桂川町子ども医療制度が一部改正となります。詳細につきましては、下記のとおりです。

つきましては、制度改正により入院に係る医療費の取り扱いが変更となりますので、請求の際は十分にご注意していただきますようお願いいたします。また、制度周知のため、貴会会員様に通知と別紙「お知らせ」の配布も併せてお願いいたします。

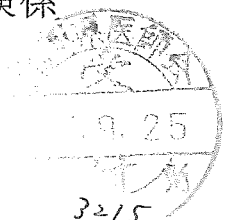
記

	新	旧
入院	中学3年生（ <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日）までを対象 自己負担 500円／日（月3, 500円限度）各医療機関ごとに負担	小学6年生（12歳に達する日以後の最初の3月31日）までを対象 自己負担 500円／日（月3, 500円限度）各医療機関ごとに負担
入院外	変更ありません（9歳に達する日以後の最初の3月31日までを対象）	

※小学生で「重度障害者医療」または「ひとり親家庭等医療」の助成が受けられる場合は、そちらを優先して使用となります。

《問い合わせ先》

嘉穂郡桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係
電話 0948-65-1097（直通）



桂川町からお知らせ

**平成27年1月から子ども医療の入院
対象を中学校3年生まで拡大します。**

	新	旧
入院	中学校3年生 (15歳に達する日以後の最初の 3月31日)までを対象	小学校6年生 (12歳に達する日以後の最初の 3月31日)までを対象
入院外	変更ありません (9歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	

※小学生・中学生で「重度障害者医療」または「ひとり親家庭等医療」の助成が
受けられる場合は、そちらを優先して使用となります。

【桂川町の中学校1年生～3年生のお子さん】

1. 以前、桂川町子ども医療の受給対象者で桂川町子ども医療証をお持ちであった方
には、12月下旬までに新しい子ども医療証（入院のみ対象）を郵送します。
2. 上記1以外の方には、12月に申請書を郵送しますので、新規申請手続きをお願い
します。

【桂川町の小学校1年生～6年生のお子さん】

現在、桂川町子ども医療証をお持ちの方には、新しい子ども医療証を12月に郵送
します。差し替えをお願いします。

【問合せ先】桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係
電話0948-65-1097